

第1回農業委員会定例会(議事録)

1	日 時	令和4年1月31日(月)	午前10時00分 午前11時30分
2	場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室	
3	出席農業委員	1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員 6 赤坂委員, 7 土居委員	
	欠席農業委員		
	推進委員	大藤推進委員, 建山推進委員, 半田推進委員, 西原推進委員, 沖野推進委員, 岡田推進委員, 土居推進委員, 須賀推進委員, 西野推進委員, 大木推進委員, 亀田推進委員, 山本推進委員, 佐伯推進委員	
4	説明員	國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員, 小池	
5	審議案件	<p>議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第66号 農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について</p> <p>議案第67号 非農地証明申請について</p> <p>議案第68号 竹原市農業経営基盤強化促進法基本構想の変更について</p> <p>議案第69号 農地法関係事務処理ガイドラインの策定について</p> <p>報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>報告第20号 農地法第4条の届出について</p>	

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和4年第1回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、6番赤坂委員を指名いたします。 それでは、日程第1、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、下野町字多西郷1028番1の1筆、地目は田、面積は1,449㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い賃借権を設定するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った石本委員から補足説明をお願いします。
石本委員	申請地は、大井地域交流センターから西に約400m付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 2番の申請地は、下野町字多西郷1031番2、1032番の2筆、地目はいずれも田、面積は計910㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、賃借権を設定するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った石本委員から補足説明をお願いします。
石本委員	申請地は、大井地域交流センターから西に約400m付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の1ページ, 参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>3番の申請地は, 下野町字多西郷 1033番, 1034番の2筆, 地目はいずれも田, 面積は計 826 m²です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い, 賃借権を設定するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った石本委員から補足説明をお願いします。</p>
石本 委員	<p>申請地は, 大井地域交流センターから西に約 400m付近にあります。</p> <p>現地確認時, 耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑, 意見なし」の声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので, 本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に4番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ, 参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>4番の申請地は, 東野町字砂原 196番, 203番2の2筆, 地目はいずれも田, 面積は計 3,051 m²です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い, 所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>転用面積の合計が 3,000 m²を超え協議案件にあたるため, 本案件が可決の場合, 令和4年2月18日開催予定の広島県農業会議常設審議委員会にて意見を求めることといたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。</p>
岡田 推進委員	<p>申請地は, 東野小学校から南に約 550m付近にあります。</p> <p>現地確認時, 耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑, 意見なし」の声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので, 本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に5番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ, 参考資料の3ページをご覧ください。</p> <p>5番の申請地は, 新庄町字宝丈寺 1178番1, 1206番1, 1206番2の3筆, 地目は田が2筆, 畑が1筆, 面積は計 4,494 m²です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い, 所有権を移転するものです。</p>

	<p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>転用面積の合計が3,000㎡を超え協議案件にあたるため、本案件が可決の場合、令和4年2月18日開催予定の広島県農業会議常設審議委員会にて意見を求めることといたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野推進委員	申請地は、賀茂川中学校から南東に約500m付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に6番について事務局の説明をお願いします。
局長	<p>議案の2ページ、参考資料の3ページをご覧ください。</p> <p>6番の申請地は、新庄町字下神田1120番の1筆、地目は田、面積は932㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、賃借権を設定するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野推進委員	申請地は、賀茂川中学校から南東に約450m付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第2、議案第66号「農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の3ページ、参考資料の4～6ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、下野町字西上条2697番、2699番1、2699番2の3筆、地目はいずれも田、面積は1,609㎡です。</p>

	<p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い,所有権を移転する許可を令和2年5月29日付け指令竹農委第5-2-27号にて受けたものであり,令和3年4月30日付け指令竹農委第5変-3-10号にて工期を令和2年12月31日までから,令和3年12月31日までに延期する承認を得たものの,コロナ禍で資材の入荷が遅れているため,工期を令和4年12月31日まで再延長する履行延期承認申請をするものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑,ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑,意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので,本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に2番と3番は関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の3ページ,参考資料の7~11ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は,吉名町字岩坪2339番1の1筆,地目は田,面積は634㎡です。</p> <p>3番の申請地は,吉名町字岩坪2340番1の1筆,地目は田,面積は1,122㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い,所有権を移転する許可を令和2年5月29日付け指令竹農委第5-2-30号及び第5-2-29号にて受けたものであり,令和3年4月30日付け指令竹農委第5変-3-11号及び第5変-3-12号にて工期を令和2年12月31日までから,令和3年12月31日までに延期する承認を得たものの,コロナ禍で資材の入荷が遅れているため,工期を令和4年12月31日まで再延長する履行延期承認申請をするものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑,ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑,意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので,本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に4番と5番は関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の4ページ, 参考資料の9, 12~15ページをご覧ください。</p> <p>4番の申請地は, 吉名町字岩坪2410番1の1筆, 地目は田, 面積は461㎡です。</p> <p>5番の申請地は, 吉名町字岩坪2411番1, 2411番2の2筆, 地目はいずれも畑, 面積は計799㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い, 所有権を移転する許可を令和2年5月29日付け指令竹農委第5-2-35号及び第5-2-34号にて受けたものであり, 令和3年4月30日付け指令竹農委第5変-3-13号及び第5変-3-14号にて工期を令和2年12月31日までから, 令和3年12月31日までに延期する承認を得たものの, コロナ禍で資材の入荷が遅れているため, 工期を令和4年12月31日まで再延長する履行延期承認申請をするものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑, 意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので, 本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
	次に6番について, 事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の4ページ, 参考資料の16~18ページをご覧ください。</p> <p>6番の申請地は, 竹原町字多井一ノ割2819番の1筆, 地目は田, 面積は1,044㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い, 所有権を移転する許可を令和2年5月29日付け指令竹農委第5-2-40号にて受けたものであり, 令和3年4月30日付け指令竹農委第5変-3-15号にて工期を令和2年12月31日までから, 令和3年12月31日までに延期する承認を得たものの, コロナ禍で資材の入荷が遅れているため, 工期を令和4年12月31日まで再延長する履行延期承認申請をするものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑, 意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので, 本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって, 本件を許可することに決定いたします。
	次に日程第3, 議案第67号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の5ページ，参考資料の19ページをご覧ください。 申請地は，田万里町字南ケ原2982番3の1筆，地目は田，面積は562㎡です。</p> <p>申請地は，昭和初期から現在に至るまで住宅用地として利用されているため，地目変更登記を行うために申請されたものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った半田推進委員から補足説明をお願いします。</p>
半田 推進委員	<p>申請地は，田万里地域交流センターから南東に約1,700m付近にあります。現地確認時，既に住宅用地として20年以上経過しており，耕作不可能な状態になっていました。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑，意見なし」の声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので，本件を非農地証明することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。次に日程第4，議案68号「竹原市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案の6ページ，別紙「竹原市農業経営基盤強化促進基本構想」及び「竹原市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について（概要）」をご覧ください。</p> <p>本議案は，令和4年1月24日付けで，竹原市長から竹原市農業経営基盤強化促進基本構想原案について農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>《基本構想の内容及び変更点について概要を説明》 説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑，意見なし」の声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので，異議がない旨回答することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって，異議がない旨竹原市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>次に日程第5，議案第69号「農地法関係事務処理ガイドラインの策定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の7ページ，別紙「農地法関係事務処理ガイドライン（概要）」，「農地法関係事務処理ガイドライン」及び「第2部 農地法等に基づく処分に係る審査基準等について」をご覧ください。</p> <p>《農地法事務処理ガイドラインについて説明》 説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので，原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって，原案のとおり，農地法関係事務処理ガイドラインを策定することに決定します。 次に日程第6，報告第19号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の8ページ，参考資料の20～26ページをご覧ください。 令和3年12月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。 件数は8件，筆数は田60筆，畑29筆の計89筆， 面積は計30,782.64㎡の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の20～26ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に日程第7 報告第20号「農地法第4条の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の9ページ，参考資料の27ページをご覧ください。 令和3年12月に農業委員会に農業用施設の届出のあった件数， 内容，面積について報告いたします。 件数は1件，内容は農業用倉庫1棟78㎡です。 詳細につきましては参考資料の27ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	協議事項等は特にありません。
議 長	以上をもちまして，令和4年第1回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和4年1月31日

議 長 祐本 征武

署名委員 赤坂 佳折